

2016年9月23日

お客さま 各位

九州労働金庫

「犯罪収益移転防止法」の改正に伴うお取引時の確認に関するお願い

日頃より<九州ろうきん>ホームページをご利用いただき、誠にありがとうございます。

<ろうきん>をはじめとする金融機関では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「本法」といいます。）にもとづき、口座開設等の際に、お客さまの氏名、住所、生年月日、職業または事業の内容、取引を行う目的等について確認させていただいております。

今般、本法の改正により、お客さまへの確認が必要な取引について2016年10月1日から一部取扱いが変更となります。

[『「犯罪収益移転防止法」の改正に伴うお取引時の確認に関するお願い』](#)はこちら

お取引時の確認にご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

以 上